

小金井市協働推進基本指針

はじめに

近年、少子高齢社会の進展など社会経済構造が大きく変化する中、行政サービスに対する市民のニーズも複雑・多様なものになってきています。これまで公共的なサービスは、多くが行政に期待されてきましたが、高度化・専門化した地域課題・市民ニーズに対しては、行政だけでは対応が困難になってきています。その結果、このような地域課題に自主的に取り組む市民活動団体等の活動が活発化し、地域において重要な役割を果たすようになりました。

小金井市内には平成19年9月末現在、NPO法人は56を数え、そのほかにも多くの市民活動団体等が様々な分野で活動しています。これらの市民活動団体等は、社会の多様かつ広範な課題を解決するために自主的な活動を行っており、公共サービスの新しい担い手として期待されています。

このような状況に対応していくため、第3次小金井市基本構想後期基本計画（平成18年度から平成22年度まで）の中では、市民参加の拡充施策として「協働のまちづくりの推進」を掲げています。

これからのまちづくりは、市と市民活動団体等が連携・協力していくことが必要となっています。市と市民活動団体等が、互いを対等のパートナーとして認め合い、継続的な協働関係を確保していくためにはルールが必要です。この指針では小金井市が市民活動団体等との協働を推進していくための基本的な考え方をまとめました。

この指針をもとに、市民が暮らしやすい「協働のまちづくり」を目指していきます。

第1章 協働が注目されるようになった社会的背景

(1) 協働の社会的背景

社会の様々な課題を主体的にとらえ、暮らしやまちを豊かにしようという市民活動が盛んになってきており、その活動は保健や医療、福祉、まちづくり、環境など、あらゆる分野に拡大しています。

平成7年1月の阪神・淡路大震災がきっかけとなり、ボランティア活動や市民活動の社会的意義が認知され、一層活発に行われるようになりました。

また、平成10年12月に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行され、公益的活動を行う市民活動団体が比較的容易に法人格を得ることができるようになり、社会貢献活動を担う新たな事業主体として活動の場を広げました。

さらに、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方との関係が対等・協力関係へと変化し、市として果たすべき役割が大きくなりました。

それらの情勢の中で、市民ニーズが多様化する今日、よりきめ細やかな公益的なサービスを提供するためには、市と市民活動団体等との相互の連携・協力がより一層必要であり、協働への期待が高まっています。

(2) 小金井市における協働の背景

平成12年3月策定の「小金井市におけるNPOに関する施策の基本方針」（以下「基本方針」という。）は、NPO法施行を受けて、市とNPOとの効率的かつ効果的な関わり方やNPO活動に関する施策についての基本となるべき考え方を検討したものです。

その後、市内でもNPO法人が増加し、平成19年9月末現在では56を数え、多岐に

わたる活動を展開している中で、暮らしやすいまちづくりのため、新たな協働が必要とされています。

基本方針の以前にも、本市ではその先駆として、市と市民活動団体等との連携・協力が展開されてきました。まちづくり、環境保護、消費者問題等様々な市民活動が展開され、その中で地域の問題を自分たちで学び、解決の道を探るという住民の機運も盛り上がり、市との連携・協力も広がりました。

これらの市と市民活動団体等との連携・協力の歴史の中で、平成16年4月に小金井市市民参加条例は施行されました。

また、基本方針に基づき、平成18年度から平成22年度までの第3次小金井市基本構想後期基本計画の中で「協働のまちづくり」を掲げています。

そして現在でも、様々に連携・協力の場が展開されています。

第2章 協働の基本内容

(1) 協働の理念と目的

市民が暮らしやすいまちづくりを進めるためには、市民の力が必要であり、政策立案・実施段階における市民の参加と協力が不可欠です。

市と市民活動団体等との連携・協力の広がりは、地域コミュニティを活性化し、社会を安定させます。

市と市民活動団体等は、それぞれの特性をいかし、対等な立場で共通の目標を持ち、新しいまちづくりを進めていきます。

(2) 協働の対象となる活動

- ・ 自主的に行う公益性のある活動
- ・ 営利を目的としない活動
- ・ 政治及び宗教活動を目的としない活動
- ・ 公序良俗に反しない活動

(3) 協働の原則

① 対等性・自主性の尊重

市と市民活動団体等双方は、対等なパートナーの関係を保つよう心がけます。また、市民活動団体等の活動の自主性を尊重します。

② 相互理解

市と市民活動団体等は、互いの理念や価値観を尊重し、行動原理の違いをよく理解します。

③ 役割分担・責任の明確化

市と市民活動団体等は、共通する課題の解決に向け、役割分担を明確にした上で、責任の所在を明らかにします。

④ 目的・目標の共有化

市と市民活動団体等は、何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどれだけの成果をあげるかという「目標」を明確にして、互いに共有するよう努めます。

(4) 協働の形態

市と市民活動団体等との連携・協力の形態は、従来からのものとしては、後援、共催、委託、補助、実行委員会などがあります。しかし、この指針では、今後の形態については、従来からのものに限定していません。

今後協働を行うにあたり、どのような形態をとるとしても、協働の原則に従い、市と市民活動団体等との間で、目的や役割分担などを明確にします。

市民活動団体等の例 NPO等（NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、自治会など） 公益法人等（社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人など） 教育・研究機関 企業

第3章 協働推進にむけた環境整備

(1) 情報の共有化

市と市民活動団体等との信頼・協力関係を築いていくには、市政に関する様々な情報を共有することが不可欠です。

市は、市政の情報を積極的かつ適時に公開し、協働しやすい環境づくりに努めます。また、市のホームページに協働推進コーナーを設けます。

(2) 協働意識の向上

協働を円滑に進めるためには、市の職員と市民活動団体等双方が、協働に関する正しい理解とその重要性を認識することが重要です。

市と市民活動団体等は、互いの理念を理解し、交流を行い、協働の道を探ることが求められています。そのために、市は、「協働」をテーマにした市職員と市民の意見交換会や職員研修を実施します。

(3) 協働の評価システムの構築

協働事業の信頼性を高め、市と市民活動団体等の協働を推進し、事業実績を新たな協働事業にいかしていくために、市は、市と市民活動団体等双方による評価システムを検討します。

(4) 活動拠点の設置

公益的市民活動が円滑に行えるように、市は、情報、相談、交流の場の提供など市民活動をサポートするための活動拠点の設置に努めます。